

東京大学 大学院総合文化研究科 特任助教（特定有期雇用教職員） 公募要項

1.	職名及び人数	特任助教 1 名
2.	契約期間	2025 年 11 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1 年ごとに行う。ただし、更新回数は 2 回、在職できる期間は 2 年間（2027 年 10 月 31 日）を限度とする。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から 14 日間
5.	就業場所	東京大学 大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場 3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
6.	所属	東京大学 大学院総合文化研究科 AI 相利共生未来社会講座 ※業務の都合により変更することがある。
7.	業務内容	1) 大学院総合文化研究科 AI 相利共生未来社会講座における研究業務 2) 大学院総合文化研究科 AI 相利共生未来社会講座における運営業務 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 70 万円～90 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則 55,000 円／月まで）
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 自然言語処理・計算言語学またはその関連領域を専門分野とする方 2) 大学における運営業務の経験を有する方が望ましい 3) 博士号取得者もしくは採用日までに学位取得見込みとなっている方 4) 日本語を母語としない場合、学内業務に支障のない日本語能力を有する方
14.	提出書類	1) 履歴書（様式については以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記 URL によらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 最終学歴を証明する書類（コピー可。学位取得見込みの場合、その旨を証明する所属長または指導教員の文書を添付すること。） 3) 研究業績リスト（学術論文、著書、学会発表等に分類。主要業績 3 点に○を付ける。） 4) 主要業績 3 点（コピー可。共著の場合は、ご自身がその全体において中心的な貢献をしたものを選ぶ。英語で書かれたものを少なくとも 1 点含める。業績については追加提出を求める場合がある。） 5) 自己推薦書（日本語。字数・書式は自由。以下の点を含めること。） － 過去の研究概要と今後の研究計画 － 大学運営に必要な実務能力や実績 6) 応募者について照会できる人物 2 名の氏名・所属・連絡先
15.	提出方法	上記提出書類の電子ファイルを以下の応募フォームを通して提出すること。 https://forms.gle/q5xD5G7MwofCuiNs6

16.	応募締切	2025 年 7 月 31 日（木）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学 大学院総合文化研究科 言語情報科学専攻 担当：大関洋平 TEL:03-5465-7701 e-mail:osekilab-staff-group[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp ※メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はできません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。